

女性弁護士による臨時無料電話相談

2026年度女性の権利ホットライン

女性に対する暴力（DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別など、女性の権利一般に関する問題について、無料電話相談を実施します。滋賀弁護士会でこれらの問題に詳しい女性弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。

お気軽にご相談ください。

職場に性差別がある・・・

離婚するにはどうしたら・・・

夫の暴力から逃げたい・・・

ストーキングされている・・・

養育費ってどのくらいもらえるの？・・・



当会キャラクターナヤマズン

2026（令和8）年6月23日（火）

午前10時～午後4時

【電話相談】☎ 077-527-8840

※この番号は当日限りの専用番号です

主催 滋賀弁護士会 ・ 日本弁護士連合会
問合せ先 滋賀弁護士会 TEL 077-522-2013